

## 別紙 1

### 特例措置の運用《工事編》

#### 1 対象工事等

本運用の対象となる工事等は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(旧労務単価)に基づき予定価格を積算し、令和8年3月1日以降に契約を締結した工事
- (2) 静岡県建設工事請負契約約款第52条、その他の契約書にあっては定めのない事項について協議することを条項に定めている工事等

#### 2 受注者への通知

発注者は、受注者が特例措置に基づく契約金額の変更の協議を請求できることを、別紙様式1の通知文で受注者に伝える。

なお、契約変更事務の集中を回避するため、受注者への通知時期を分散するなど適宜対応すること。

#### 3 契約金額の変更の協議

##### (1) 受注者からの請求

契約金額の変更を請求する場合、受注者は通知日から14日以内(土日祝祭日を含む。)に別紙様式2を発注者に提出する。

##### (2) 変更金額の算定

発注者は、新労務単価により積算し変更増加額を算定する。

##### (3) 協議開始日

請求を受けた日から14日以内(土日祝祭日を含む。)に協議を開始するものとする。ただし、請求を受けた日から7日以内(土日祝祭日を含む。)に、指示書等により協議開始日を通知した場合は、この限りでない。

##### (4) 受注者への協議について

発注者は、別紙様式3により契約金額の変更に関する協議を行う。

(特例措置による変更に加え、設計変更協議も同時に行う場合も、別紙様式3による。)

\* 執行管理システムから出力される協議書使用可能

##### (5) 変更契約

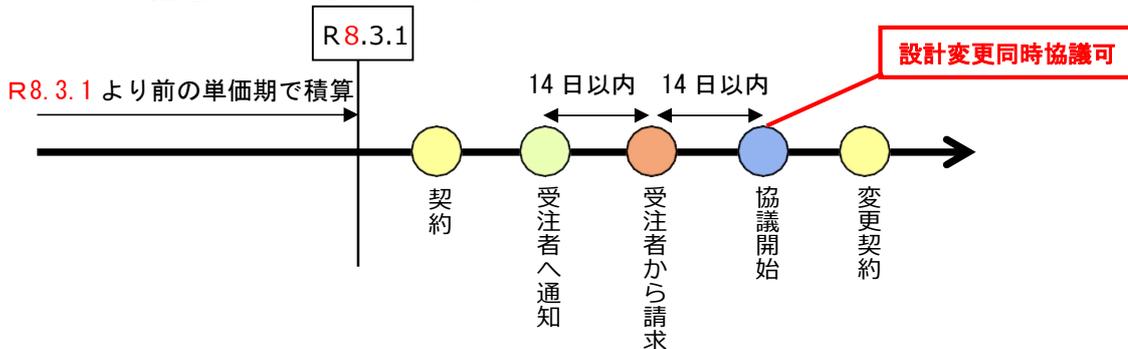
受注者は、(4)に異議がなければ変更契約を締結する。

#### 4 その他

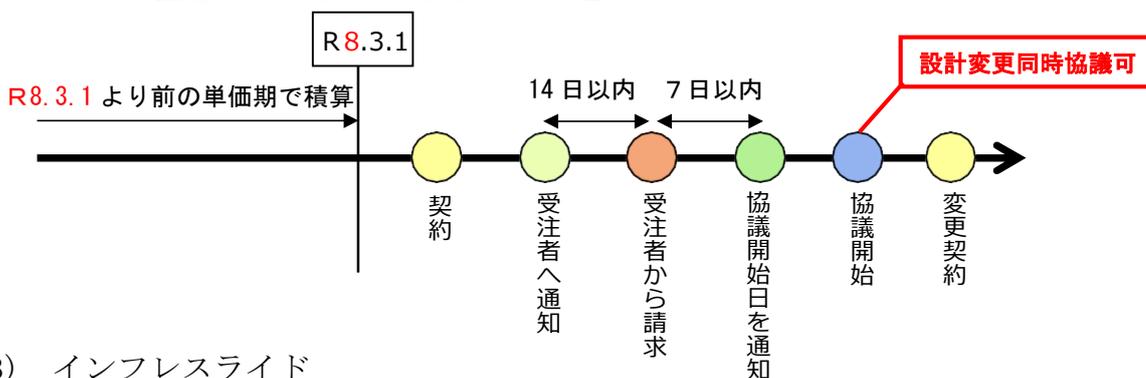
- (1) 今回の特例措置は、受注者からの請求があった場合にのみ、協議を行うこと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から14日以内（土日祝祭日を含む。）までとする。
- (2) 対象は、旧労務単価を適用し、令和8年3月1日以降に契約を締結する工事とする。
- (3) 機労材全てを変更の対象とする。（歩掛の変更は対象外）
- (4) 令和8年2月28日以前に契約したものは静岡県建設工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）を適用する。
- (5) 不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

#### 5 手続の流れ参考イメージ

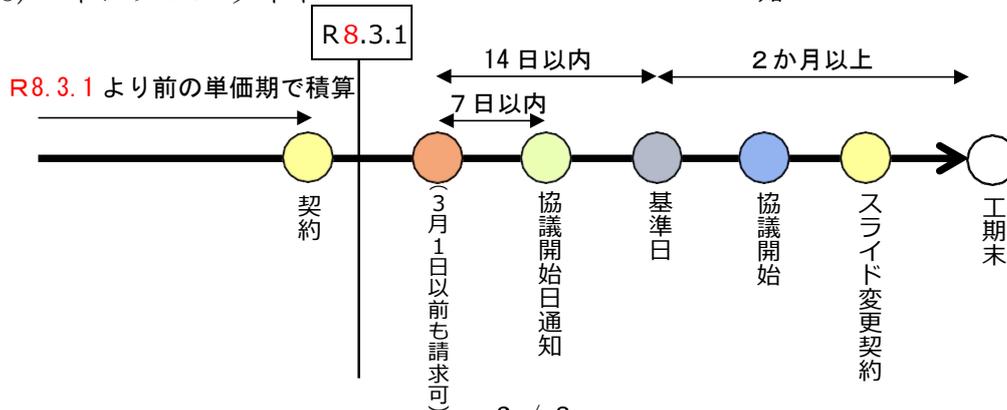
- (1) 特例措置①（14日以内に協議開始）



- (2) 特例措置②（7日以内に協議開始日通知）



- (3) インフレスライド



様式 1

〇〇第 号  
令和 8 年 月 日

様

静岡県〇〇事務所長

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る  
特例措置について（通知）

令和〇〇年度<<契約名を記入。「下記工事」、「別紙工事」等とし、別途、複数  
件記載することも可>>については、令和 7 年 3 月から適用する静岡県建設資材  
等価格表（公共工事設計労務）を適用し契約締結を行ったところですが、令和 8  
年 3 月から適用する静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）が上昇してい  
ることから、特例措置として、〇〇契約第〇条<<静岡県建設工事請負契約約款第  
52 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議す  
ることを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、新労務単価に基づく契  
約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。請求す  
る場合には、下記に留意のうえ手続きを行ってください。

#### 記

- 1 変更の協議を希望する場合は、様式 2 により本通知から 14 日以内（土日祝  
祭日を含む。）に請求すること。
- 2 1 の請求後、静岡県から契約金額の変更の協議又は協議開始日を通知しま  
す。
- 3 新労務単価の適用に当たっては、元請企業と下請企業の間で既に締結して  
いる請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等につ  
いて、令和 6 年 4 月から建設業に時間外労働上限規制が適用されたことも踏  
まえ、適切に対応すること。

担 当  
電話番号

様式 2

令和 8 年〇月〇日

静岡県〇〇事務所長 様

受注者  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用  
に係る特例措置による契約金額の変更について（請求）

令和 8 年〇月〇日付けで契約締結した下記工事については、契約金額の変更  
を請求するので〇〇契約第〇条<<静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他  
の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議することを規定  
している〇条を具体的に記入>>に基づき契約金額の変更協議を請求します。

記

工事名  
工事箇所  
契約金額

令和 8 年〇月〇日

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

静岡県〇〇事務所長

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による契約金額の変更について（協議）

令和 8 年〇月〇日付けで請求のあった標記について、〇〇契約第〇条<<静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議することを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については変更契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

記

- 1 工事名<<あるいは業務委託名>> 令和〇〇年度〇〇工事
- 2 変更契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
- 3 協議が整わない場合  
協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 その他  
静岡県建設工事請負契約約款に基づく工事については、同第 25 条 1 項中「請負契約締結の日」を、「本契約変更締結日」と読み替えるものとする。

様式3（執行管理システム版）

令和8年〇月〇日

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

静岡県〇〇事務所長

建設工事変更請負契約について

令和8年〇月〇日に契約した建設工事請負契約について下記のとおり変更したいので協議します。

なお、承諾の上は工事変更請負契約を締結して下さい。

記

- 1 建設工事名<<あるいは業務委託名>> 令和〇〇年度〇〇工事
- 2 建設工事箇所
- 3 変更事項
  - (1) 請負代金 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.- (増額)  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
  - (2) 工期 変更なし
  - (3) 工事内容 別添設計書、図面のとおり
  - (4) その他
- 4 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による協議
  - (1) 本協議は、先に請求のあった、特例措置による契約金額の変更を含む。(別途、設計変更による変更を含む場合がある。)
  - (2) 通知から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
  - (3) 静岡県建設工事請負契約約款に基づく工事については、同第25条1項中「請負契約締結の日」を、「本契約変更締結日」と読み替えるものとする。

SMILES 操作方法（参考）

- ① 変更設計書作成時に鏡画面の「単価適用年月」を当初契約月へ変更してください。（図1）
  - ※ 「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- ② 更新ボタン押下時に単価期変更の確認メッセージが表示されます。「OK」を押下し、単価適用年月を一括変更してください。（図2）
  - ※ 「キャンセル」を押下した場合、内訳表・明細表に反映されませんの

図1 設計書鏡登録（工事）画面

設計書鏡登録（工事）

市町大字

追加文字

地内・地先

施工位置

工事日数

工期

工期算定登録の工期 : 0 日間(設計額500万円以上適用)  
 工期算定式による工期(参考) : 0 日間

新技術・新工法

地区コード

丸め指定

港湾地区コード

週休2日補正区分

港条件

特例措置変更設計書

歩掛適用年月

単価適用年月

当初契約月に変更  
(例：令和8年3月に当初契約)

図2 確認メッセージ

lk-sv-v109-k1 の内容

年度・単価月が変更されています。内訳表・明細表の年度・単価月を一括変更しますか？

OK

キャンセル

- ③ 設計書鏡において変更できるものは、システム内に単価が登録されているもののみとなっていますので、手入力した単価等については、再度当初契約月の単価等を入力願います。
- ④ 設計書印刷より設計書を出力し、「基本単価」のみが鏡画面にて指定した当初契約月に変更されたか確認してください。（図3）

図3 設計書鏡

(35-TOKUR-01-11-01-00-10) 建設経済局技術調査課 1 頁

令和 7 年度 変更第 1 回設計書		審査 設計者 *技術管理室 一般
工事番号 (設計書コード)	35-TOKUR-01-11-01	
建設工事名	令和 7 年度[第 35-TOKUR-01 号] (主) 井川湖御幸線工事	
路線河川名	(主) 井川湖御幸線	建設工事箇所 静岡市葵区追手町地内
建設工事金額	15,994,000円	
工期	令和 7 年 9 月 29 日限り	週休 2 日推進工事補正 (4 週 8 休以上)
建設工事概要	盛土工	1 式
	路体 (築堤) 盛土	10000 m3
歩掛・単価適用年度	令和 8 年 2 月	基本単価 令和 8 年 3 月
起 終 点 指 定	⇔	
地区コード 216 地区		

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

(注意事項)

- システムの操作にて「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- 出力された設計書鏡において、基本単価の適用月だけが変更となっていることを確認してください。
- 手入力されたデータは再度手入力してください。
- 単価期を変更すると処理施設検索を使用して処分費を設定している場合、処分費情報がクリアされるので、再度入力してください。